大田原市立両郷中央小学校長

出席停止になる感染症の種類及び登校の基準等について

学校保健安全法の規定により、下記感染症に罹患した場合の登校基準等を明記しました。つきましては、お子さんが罹患した際は、下の表を確認しながら「学校感染症に関する受診報告書(様式)」に主治医の指示内容を記入し、学校に提出願います。

≪出席停止になる感染症の種類と登校の基準≫							
分類	主な感染症の種類	登校の基準					
第 一 種	エボラ出血熱、クリミア・ コンゴ出血熱、痘そう、 南米出血熱、ペスト等	退院後、主治医から登校日について指示を受けてくだ さい。					
	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	「発症後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日」経 てば登校できます。※裏面【表①】を参照					
	百日咳	特有の咳がなくなるまで、又は5日間の適正な抗菌剤 による治療が終了すれば登校できます。					
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過すれば登校できます。					
<i>f</i> -/-	流行性耳下腺炎	耳の下からあごにかけての腫れが発現した後5日を経					
第一	(おたふくかぜ)	過し、かつ、全身状態が良好になれば登校できます。					
種	風疹	発疹がなくなれば登校できます。					
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになったことを確認すれば登 校できます。					
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日経過すれば登校できます。					
	新型コロナウイルス感染症	「発症後5日を経過」し、かつ「症状が軽快後1日」 を経過すれば登校できます。※裏面【表②】を参照					
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	主治医から登校日について指示を受けてください。					
第三種	コレラ、腸管出血性大腸菌 感染症、腸チフス、パラチ フス、流行性角結膜炎、急 性出血性結膜炎	主治医から登校日について指示を受けてください。					

≪その他の感染症における登校の目安≫

※ 感染症の種類や地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮した上で、保護者からの病状や主治医の見立てを聞き取り、学校医の意見を踏まえた上で出席停止を**学校が判断**します。受診後は必ず学校へ連絡してください。

分類	主な感染症の種類	登校の目安					
第三種	溶連菌感染症	抗菌剤治療開始後、24時間を経て全身状態が良けれ ば登校可能です。					
	手足口病、ヘルパンギーナ	発熱なく、全身状態がよく、普通の食事がとれれば登 校可能です。					
	感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態がよく、普通の食 事がとれれば登校可能です。					
	マイコプラズマ感染症	解熱し、激しい咳が治れば登校可能です。					
	RS ウイルス感染症	発熱なく激しい咳が治れば登校可能です。					

	【表①】学校におけるインフルエンザ出席停止期間早見表									
	症状	発症日 0日目	発症日 1日目	発症日 2日目	発症日 3日目	発症日 4日目	発症日 5日目	発症日 6日目	発症日 7日目	発症日 8日目
例 1	発症後 1日後 に解熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能		
		出席停止								
例 2	発症後 2日後 に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後2日目	発症後 5日目	登校可能		
	に胜烈	出席停止								
例	発症後 3日後 に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能		
		出席停止								
例	発症後 4日後 に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後2日目	登校可能	
		出席停止								
例 5	発症後 5日後 に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後2日目	登校可能
		出席停止								

○発症日とは、医療機関に受診した日ではなく、インフルエンザの症状(発熱など)が始まった日です。解熱とは、体温が平常時の体温に戻ることです。

○学校においては、インフルエンザ出席停止期間が「発症後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日」となっています。(学校保健安全法施行規則第19条)なお、発症当日は0日目となります。最短でも、「発症後5日」を経過するまでは、出席停止となります。

	【表②】学校における新型コロナウイルス出席停止期間早見表									
	症状	発症日 0日目	発症日 1日目	発症日 2日目	発症日 3日目	発症日 4日目	発症日 5日目	発症日 6日目	発症日 7日目	発症日 8日目
例	発症後 1日後 に軽快	発熱	軽快	軽快後 1日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能		
		出席停止						2.35		
例 2	発症後 2日後 に軽快	発熱	発熱	軽快	軽快後 1日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能		
		出席停止						刊能		
例3	発症後 3日後 に軽快	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快後 1日目	発症後 5日目	登校 可能		
3		出席停止						HJR		
例 4	発症後 4日後 に軽快	発熱	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快後 1日目	登校 可能		
4		出席停止						I) BC		
例	発症後 5日後 に軽快	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快後 1日目	登校可能	
٦		出席停止						. J 65		

○発症日とは、医療機関に受診した日ではなく、新型コロナウイルス感染症の症状(発熱など)が始まった日です。「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

○学校においては、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間が「発症後5日を経過」し、かつ「症状が軽快後1日を経過するまで」となっています。(学校保健安全法施行規則第19条)なお、発症当日は0日目となります。最短でも、「発症後5日」を経過するまでは、出席停止となります。